

令和5年度 沖縄県地域住民の多様な課題への相談対応と支援の仕組みづくり
ネットワーク事業（ちゅいしいじい事業）費補助金募集要項

【募集要項】

I. 趣旨

この補助金は、地域において、複数の社会福祉法人等が協働して実施する地域課題解決に向けた地域貢献の取組や、介護・福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、介護・福祉人材の確保等をはじめ、地域の福祉サービスの充実につなげることを目的とする。

※ 応募された事業計画は、審査を経て採択事業が選定されます。

応募のあったすべての事業に対して補助金が交付されるものではありません。

※ 本募集は国庫補助金の交付を前提とした準備手続きです。

補助及びその額を確約するものではありません。

II. 補助額

参画法人数	補助基準額
5 法人以下	1,500 千円以内
6 法人以上 9 法人以下	2,500 千円以内
10 法人以上	4,000 千円以内

※ただし、令和4年度以前より引き続き当該補助金を受けているプラットフォームについては、上記基準額の1/2以内。

III. 応募要件

1 申請者

申請者（プラットフォームの代表者）については、法人の種別や法人格の有無は問わないが、プラットフォーム参画法人には社会福祉法人を必ず1つ以上含むこと。

2 補助対象事業

本事業においては、地域の実情に応じて、以下に掲げるような取組を行うものを対象とする。ただし、アに掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。

また、本事業が他の地域の課題解決の参考になるよう、実施主体は取組の経過や効果などの情報公開に努めなければならないものとする。

ア 法人間連携プラットフォームの設置（必須）

実施主体に、社会福祉法人を 1 つ以上含み複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからエに掲げる取組内容の企画当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

ここでいう「小規模法人」とは、一の法人において一つの施設又は一つの事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね 10 法人以上とすることを基本とするとともに、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、介護サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

- (ア) 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- (イ) 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- (ウ) 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- (エ) 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- (オ) 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- (カ) 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- (キ) 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- (ク) 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- (ケ) 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- (コ) 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- (サ) 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

ウ 介護・福祉人材の確保・定着のための取組の推進

- (ア) 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- (イ) 人事交流の推進
- (ウ) 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- (エ) 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
- (オ) 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
- (カ) 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言
- (キ) 合同福利厚生事業の実施 等

エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く。）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を行うものとする。

オ ICT技術の導入支援

プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにICT技術を活用して行う取組を行うものとする。

- (ア) 地域住民等のためのSNS等を活用した相談支援の仕組みづくり
- (イ) 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり
- (ウ) オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- (エ) オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- (オ) 労務管理システムの共同調達
- (カ) 参画法人におけるICT技術の導入方法や活用方法に係る合同研修等

カ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

IV. 事業実施期間

令和5年（2023年）11月下旬 から 令和6年（2024年）3月31日まで

V. 採択数と選定基準

選定に当たっては、当課において以下の各評価点を評価し、予算の範囲内で採択する。

- ア 実施主体にとって新たな取組であるかどうか。（5点～1点）
- イ 地域課題に対応した取り組みとなっているか。（5点～1点）
- ウ 事業計画及び見積が適切に作成されているか。（5点～1点）
- エ 自走化に向けた計画となっているか。（5点～1点）
- オ 介護・福祉人材の確保・定着の取組が含まれているかどうか。（5点～1点）

【応募手続】

1 受付期間

令和5年10月5日（木）から10月25日（水） 17時まで

※期限厳守。郵送の場合は必着。

2 提出書類

下の①～③の書類について、各1部を提出してください。なお、応募内容については後日照会する場合がありますので、提出書類は写しを取った上で提出してください。

- ①事前協議書
- ②事業計画書
- ③所要額内訳書

3 提出方法

沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課（県庁3階）へ、持参又は郵送にて提出

提出書類はA4判に統一（添付書類も同様）すること

※提出書類は返却しません。

VI. 交付決定までの流れ

1 受付

県において提出書類を受け付ける際に、不備がないか確認を行います（不備がある場合は不受理とすることがあります。）。

2 審査

書面審査を行った上で採択事業を決定します。なお、各事業計画の審査結果等に関するお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

3 審査結果通知（採択/不採択通知）

審査結果通知を郵送します。採択事業と決定された場合でも、改めて交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

4 交付申請、交付決定

採択された場合は、別途、補助金交付申請に関する案内を通知します。

【書類の提出先及び問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

担当：新垣

TEL：098-866-2177

電子メール：aa030100@pref.okinawa.lg.jp